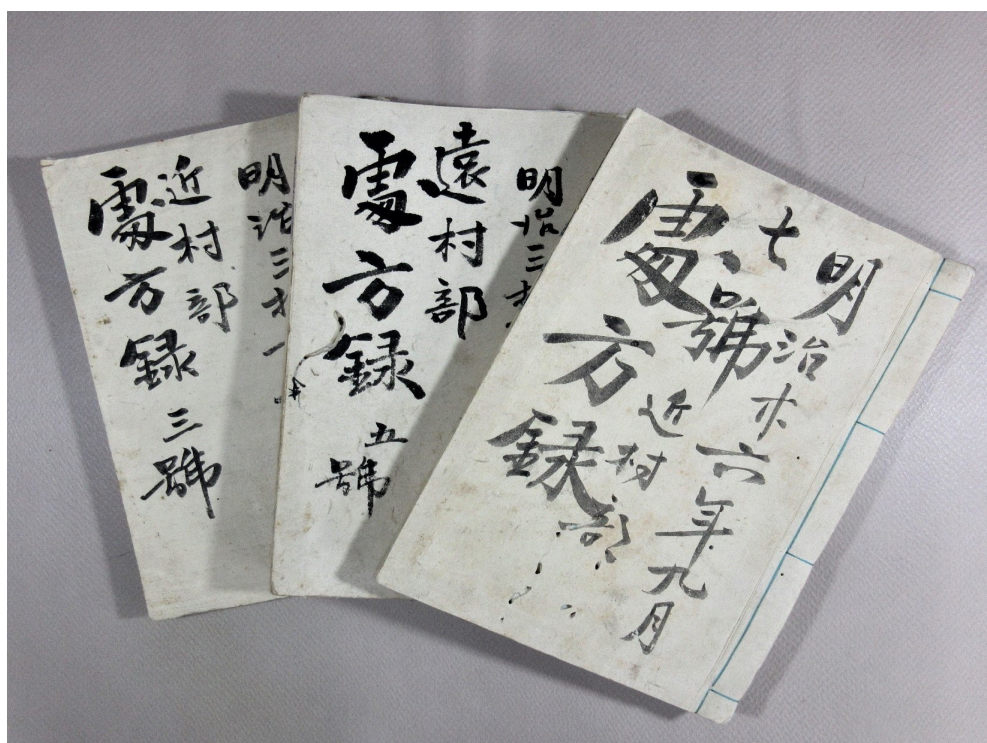
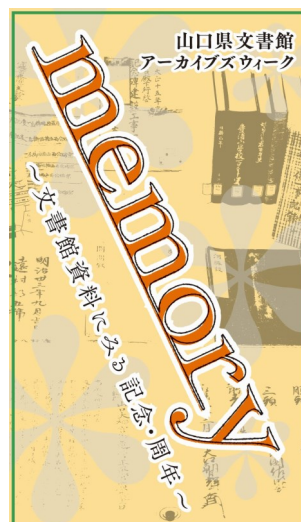




処方録（亀田家文書10/27/41）



✿ 9

その日 ④

明治18年4月21日「医師取締規則」の 制定と処方録

《医療記録の作成と管理》

当館では、明治期に山口県内の開業医が作成した処方録を所蔵しています。処方剤録・列施布篤など様々な名称で医師が診療に際し作成した記録は、当時の人々の疾病状況や地域医療をめぐる実態など、豊富な情報を含む歴史資料です。

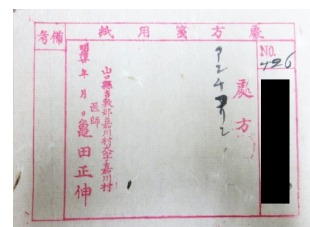
医療記録の管理は近代以降に法制度や様式の整備が進みました。まず、明治7年(1874)の医制が病名や薬剤の用法等記載した処方書の交付を医師に課し、明治39年の医師法は診療の記録(「帳簿」)の作成義務と10年間の保存を規定します。そして昭和23年(1948)の医師法および医療法と各施行規則等で、作成されるべき記録の種類や保存年限(「診療録」は5年、「診療に関する諸記録」は2年)などが定められて現在に至ります(この間の過程については赤司友徳2024を参照)。こうした記録管理の歴史を辿る

上でも、明治期の処方録は、その初期段階のありかたを窺い得る資料といえます。

一方で、明治10～20年代には、主に開業医を対象に府県が制定した「取締」規則の中で、記録の作成・管理に言及されるようになります。山口県が「医師取締規則」(県達甲第33号、明治期山口県布達類143)を制定したのは、明治18年4月21日のことでした。

《山口県「医師取締規則」》

この規則では、記録の名称を「処方録」とし、①医師が作成するもの、②内容は患者の氏名・住所・職業・年齢・病名・薬剤、③保存する必要あり、④「臨時点検」の対象となる、と定めています。そして、患者に与える「処方書」とは区別しています。また、規程に違反した場合には「二日以上五日以下ノ拘留ニ処シ又ハ五拾錢以上壹円五拾錢以下ノ料科ニ処ス」(第12条)という罰則も設けられました。



処方箋
(明治23年/亀田家文書4)

医師が診察した患者や薬舗に交付するのが処方書(処方箋)です。「医師取締規則」では患者の氏名・年齢・処方した薬剤の用量、処方した医師の氏名を記載するよう定められました(画像は一部加工しています)。

他府県で作成された処方録に関する規程の事例を示したのが以下の表です。名称や記載内容、官吏の点検への対応、罰則規定の有無などで差異がみられます。岡山県のように「必ラス」の文言はないものの、制定の段階で罰則規定を伴っていたことから、山口県は医師に対し当初から記録の作成や保管を厳しく求めているといえます。

府県名	制定年月日	該当規則	内容	罰則規定	臨時点検	出典
東京府	明治14.12.6	甲第171号 ー ー	開業医師ハ処方録ヲ製シ日常施治ノ患者一人毎ニ其住所氏名年齢及ヒ病名薬方分量等ヲ詳記シ之ヲ保存シテ臨時ノ点検ニ供スヘシ	×	○	医事新聞(48) 明治15.1
兵庫県	明治15.3.23	甲第60号 医師取締規則 第9条	医師ハ予テ帳簿ヲ製シ置キ毎患者ノ住所姓名職業年齢病名薬名等ヲ精密登記シ他日点検ノ用ニ供スヘシ(※明治17の規則改正で「帳簿」→「処方録」に変更)	○	○	兵庫県下衛生委員必携
長野県	明治16.7.14	甲第49号 医業取締規則 第3条	患者ヲ診療スルニハ処方録ヲ調製シ住所氏名身分職業年齢既婚未婚ノ別病名薬法等ヲ明記シ置臨時掛り官吏ノ点検ニ供スヘシ	○	○	長野県布達月報 明治16年8月之部
大阪府	明治16.8.11	甲第54号 開業医規則 第6条	開業医ハ左ノ事項ヲ遵守スヘシ ニ 処剤録ヲ備ヘ置キ患者ノ住所職業氏名年齢及ヒ病名処方転帰等ヲ登記スルコト	×	×	大阪府改正開業医規則
岡山県	明治16.12.26	甲第108号 開業医師取締規則 第4条	医師ハ必ラス処方録ヲ製シ患者ノ住所姓名年齢職業及ヒ病症処方転帰等ヲ詳記スヘシ、但患者治療ヲ休止シ又ハ医師ヲ転換スル等其転帰ノ詳明ナラサルモノハ其事由ヲ記入スヘシ	×	×	岡山県布達前報 明治16.17年上(甲)
愛知県	明治17.7.16	甲第65号 ー ー	開業医ニ於テ設クヘキ処方録ハ別紙様式ニ準シ調製シ九月一日ヨリ相備ヘシ<例言>此処方録ニ記載ノ字書ハ楷字ニテ書スヘシ○病症ノ欄ハ診断ヲ記スヘシ手術ヲ行トキハ処方録内ニ其処置ヲ略記シ若シ一欄内ニ記シ難キトキハ他欄ニ記スルモ妨ケナシ(下略)	×	×	愛知県布達前報 明治17
島根県	明治17.8	甲119号 医師取締規則 第4条	医師ハ処方録ヲ製シ施治患者ノ住所・職業氏名年齢及ヒ病名薬劑ノ処方病症ノ転帰等ヲ記シ之ヲ保存スヘシ、処方録ニ失毀損シタルキハ速ニ当行へ届出更ニ新帳ヲ製スヘシ	×	×	現行島根県布達全書
山口県	明治18.4.21	甲第33号達 医師取締規則 第4条	医師ハ処方録ヲ製シ施治患者ノ住所職業氏名年齢及ヒ其病名薬劑ノ処方ヲ記シ之ヲ保存シテ臨時点検ノ用ニ供ス可シ	○	○	山口県布達全書 一八年前後甲号
愛媛県	明治20.1.24	県令第21号 医師取締規則 第12条	医師ハ必ラス処方録ヲ製シ患者ノ住所職業氏名年齢及ヒ病名処方転帰等ヲ記載シ之ヲ保存シテ臨時点検ノ用ニ供スヘシ、但患者転帰詳明ナラサルモノハ其旨ヲ記載シ置クヘシ	○	○	愛媛県衛生現行規則

《 当館所蔵の処方録 》

当館が所蔵する「処方録」(亀田家文書)・「投剤録」(津田家文書)はいずれも県「医師取締規則」制定後に作成されたものですが、書式・内容は多様です。

吉敷郡嘉川村(現山口市)の亀田正伸医師による「処方録」では、明治20年代の一時期、病名・転帰・初診日・病歴現症・受診日ごとの処方内容などの項目が印刷された用紙を使用していました。欄外に体温が記載される場合もあり、医師が診療に必要な情報を蓄積する記録として機能していたことが窺えます。

また、同郡山口町の津田浩医師による「投剤録」は、白紙を罫線で3段に区切ったのみの用紙を使用していますが、帳簿の見返しに以下のような記入要領が記されており、薬価計算の際の効率性を考えた書式といえます。

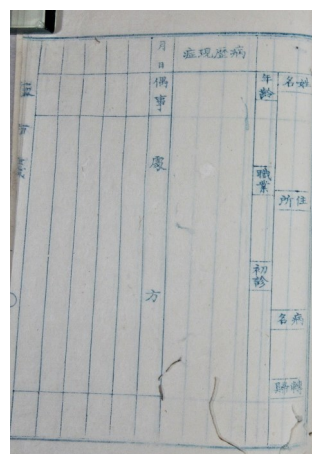
＜上段＞ 大人ニ対スル散水薬・頓服薬

＜中段＞ 小人ニ対スル散水薬

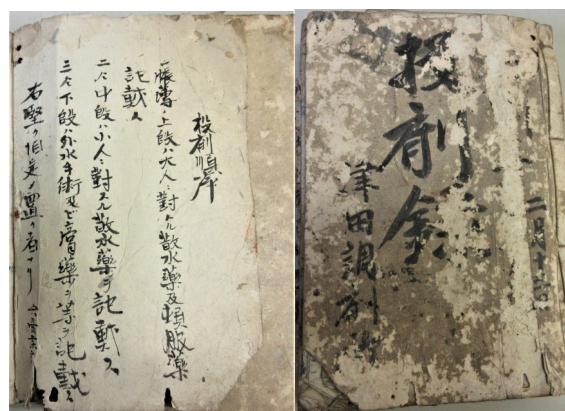
＜下段＞ 外水・手術及ビ膏薬

表題や内容、書式には、当該期の関連法や医師の経歴の影響を考慮する必要があります(廣川和花2018)。

なお、こうした資料は、取扱いの際に十分な倫理的配慮を要しますが、山口県内でこの時期にどのような処方録が作成されたのか、更なる事例の蓄積が期待されます。



◀ 処方録 近村部 7号
(明治23年/亀田家文書11)



▲ 投剤録(明治40年/津田家文書(山口市)8)

＜参考文献＞

- * 廣川和花「地域医療の『近代化』と明治維新—栃木県塩谷郡の事例から」(ダニエル・V・ボツマン・塚田孝・吉田伸之編 『「明治一五〇年」で考える—近代移行期の社会と空間』山川出版社,2018)
- * 赤司友徳「戦前期における医療記録の管理制度—医師の自律と保健行政の統制—」(『九州史学』198,2024)